

第2回 保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会 議事録

日時 : 平成17年6月16日(木) 10時00分～12時00分

場所 : 保土ヶ谷区役所2階201会議室

出席者 : (委員)

井上委員長、安達委員、井上委員、今井委員、大本委員、小島委員、斉藤委員
(事務局)

青木事務局長、丸山、小山

傍聴者 : 無

次第

1 委員長あいさつ

2 委員紹介および定足数の確認

【委員の交代】

第1回に参加いただいた平本勉委員が都合により退任し、後任として小島隆委員に就任していただいたため、事務局より紹介をした。

【出席委員】

井上孝夫委員長、安達眞職委員、井上正昭委員、今井好雄委員、大本幹也委員、小島隆委員
斉藤勝敏委員

【欠席委員】

小山内いづ美委員

【定足数の確認】

合計8名のうち7名が出席

横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会要綱第4条第2項の規定を充足しており本委員会は成立

※ 横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会要綱第4条第2項

「委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。」

3 議事

(1) 第1回保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会議事録について

(事務局説明)

第1回保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会の審議内容について異議がなかったため、内容を議事録として確定したい。

(審議結果)

議事録の内容について了承された。

(2) 第1回選定委員会での確認事項について

(事務局説明)

第1回選定委員会でいただいた質問のうち回答できなかったものについて、以下のように回答する。

質問1 応募する際に過去3年間の貸借対照表等の書類が必要となると、新規参入団体による応募はできないということか。

回答1 応募書類のうちの過去3年間の貸借対照表等の書類については必須ではない。あれば出していただきたいということ。設立が過去3年以内である場合は、当然書類が存在しないため、提出の必要はない。

質問2 5年という指定期間についての妥当性はどうか。例えば3年で見直すという考えはないのか。

回答2 指定期間の指定にあたっては、各施設の性格や実態に見合った期間を指定しなければならないが、本市においては、同種の施設における指定期間の統一性を確保するため、医療施設以外の施設については3～5年という基準を設けている。

その基準に基づき、今回指定管理者を募集する、「横浜市地区センター条例」に定める施設については、指定期間を5年に統一した。これは、最小のコストで最大の効果をあげているかなど、指定管理者による管理が適切に行われているかを判断するには3年では短すぎると思われるため、基準のうち最長期間である5年としたものである。

(審議結果)

質問に対する回答内容について了承された。

(3) 応募結果について

(事務局説明)

応募結果の報告を行った。

ほ도가や地区センター	保土ヶ谷区区民利用施設協会 NPO法人 福祉かながわステーション横浜	2団体
西谷地区センター	保土ヶ谷区区民利用施設協会 特定非営利活動法人 建物管理ネットワーク	2団体
初音が丘地区センター	保土ヶ谷区区民利用施設協会 特定非営利活動法人 建物管理ネットワーク	2団体
今井地区センター	アクティオ株式会社 保土ヶ谷区区民利用施設協会 企業組合 ライフサポート・ハーモニー	3団体
桜ヶ丘コミュニティハウス	保土ヶ谷区区民利用施設協会	1団体
瀬戸ヶ谷スポーツ会館	保土ヶ谷区区民利用施設協会	1団体
		計 11 団体

(応募受付順)

(審議結果)

報告内容について了承された。

(3) 応募書類の内容、審査方法、評点表について

(事務局説明)

応募書類様式、管理運営費、利用料金制度、財務分析、職員配置状況、個人情報保護等についての説明を行った。また、評価項目（19項目）についての説明も併せて行った。

◎ 点数配分について（満点300点）

各施設の特徴によって配点を変更している。例えば、利用者数が少ない館は利用者数を増やすために自主事業のアイデアを持っている団体を指定したいとの考えから、自主事業についての項目を重視してその部分の配点を高くする等の設定を行っている。

(質疑応答)

【財務分析について】

委員：経済局にお願いしている各応募団体の財務分析の結果は、評点表のどの部分に反映されるのか。

事務局：財務分析結果については参考程度になると思われる。

経済局の説明では、今回の応募団体の中にはNPO法人もあれば設立したての団体もあるため、そのような団体は財務分析ができない場合もあるとのこと。

指定管理者の指定の際に、財務分析できない団体についてどのような評価を行うのかは非常に難しい。財務分析が出来ない団体が指定管理業務を行うには不適切であるとはいえないからだ。実際に現在管理運営業務を行っている保土ヶ谷区区民利用施設協会については、独自の資産は持たず、保土ヶ谷区からの委託料のみで運営している。財務分析は出来たが悪い結果だったという団体との優劣をどのようにつけるかという問題がある。

そのようなことから、財務分析結果については、財務状況が非常に悪いと判断された団体についてのみ参考にするということにしたい。参考程度になるのではということも市民局も言っている。

委員：経済局が行う財務分析については、かなり重要な部分であると考える。

例えば、学校について言うと、生徒数の減少により学校法人としてやっていけない、相当な赤字を出しているとう法人も現実に出てきている。

今回の公募についても、財務状況の今後の見通しはかなり重要な要素ではないかと考える。

委員：書類審査、プレゼンテーションは非常にいいが、財務状況はあまりよくないといった団体もあるかもしれない。財務分析の結果も審査の内容に反映できる方法はとれないか。とれないければ、財務分析をする意味がないのでは。

事務局：そのような方法が可能かどうか検討する。この結果は、第3回委員会で回答したい。

委員：財務分析の細かい内容まで踏み込むことは難しい。

事務局：地区センターの管理運営については保土ヶ谷区から委託料が支払われるため、余程でたらめな運営をしない限り赤字になるようなことはないと思われる。そのようなことがあれば指定管理者にふさわしくないという判断がくだされ、指定取消しということになる可能性もある。

【採点方法について】

委員：評点表について、書類審査得点欄と最終得点欄があるが、書類審査得点と最終得点の関係はどのようになっているのか。

事務局：まず、応募書類の内容をみていただいた時点の評価を、書類審査得点欄に記入していただく。その後、応募団体によるプレゼンテーションおよび質疑応答を聞いた結果を踏まえて必要に応じて得点の増減を行い最終得点を決定し、その得点を最終得点欄に記入していただくことになる。

例えば、書類審査のみの結果は15点だったが、プレゼンテーションおよび質疑応答の結果が良かった場合は最終得点を20点にする、またはプレゼンが悪かった場合は10点にする、プレゼンを聞いても評価が変わらなかった場合は15点のまま、といった感じになる。

【評価項目について】

委員：応募書類の様式2-(2)「申請団体の経営方針について」は、非常に重要な部分であり、評価項目全体にかかってくると思われるため、そのようなポイントも整理してほしい。

事務局：対応する。

【順位について】

委員：審査の結果、同点であった場合はどうするのか。

事務局：甲乙つけがたいという状態で同点であった場合であっても、1位、2位の序列をつけなくてはならない。同点というケースは少ないと思われる。

他の市長村では、同点であった場合は再評価を行うとしているところもある。万が一、同点というケースが発生した場合は、再評価を行うこととする。

委員：桜ヶ丘コミュニティハウスおよび瀬戸ヶ谷スポーツ会館については1団体のみ応募しかないが、この2施設の指定管理者は、この団体で決定ということか。

事務局：市民局に確認中。ただ、すでに決定ということではなく、面接審査は行い、その結果、委員の皆さんの同意をもって、指定管理者にすべきかどうかを決定することになると思われる。

【保土ヶ谷区区政運営方針について】

委員：評点表の評価項目に「1-2 区の特徴・区政運営方針について理解し、地区センターの運営に反映させた提案がされているか」という項目がある。この「保土ヶ谷区区政運営方針」について、詳しく説明してもらえないか。

事務局：担当である区政推進課長から説明をしてもらう。

※ 区政推進課長より、保土ヶ谷区区政運営方針の説明を行った。

- 5本の柱
- ① 防犯体制の向上と災害対策の充実
 - ② 子育て・青少年健全育成への支援
 - ③ 環境行動への支援
 - ④ 支えあいの仕組みづくり
 - ⑤ 安全で快適な街空間の整備と管理

(審議結果)

上記のように質疑応答を行った結果、議事について了承された。

(4) 面接審査の公開・非公開について

(事務局説明)

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条および横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条についての説明を行った。

※ 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条

「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。」

(1)、(2) 省略

(3) 「会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合」

※ 横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条

「審議会等の長は、当該審議会等の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。」

(質疑応答)

【傍聴者について】

委員： 公開にする場合は、傍聴者を入れるために会場を考え直さないといけない。

事務局： 区役所の会議室で問題ない。傍聴者の人数は事務局で決めることができる。

【決定方法について】

委員： 会議の公開、非公開について、横浜市全体の方針はどのようになっているのか。各区にまかせるといふことなのか。

事務局： 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、各委員会で決定することになる。

【審議内容について】

委員： 応募団体には応募書類全体の内容について説明をする義務があるということか。会社内部の情報もあると思うが。

事務局： そのとおり。かなりの情報が飛び交う面接審査になると思われる。

委員： 公開にすると、委員が言いたいことが言えなくなるということはないか。面接審査は非常に公開がしづらと思われる。

委員： 企業のプライバシー（企業秘密）に触れることにもなる。また、どの委員がどのような発言をしたかということまで分かってしまうので、突っ込んだ質問ができなくなる可能性もある。そうすると公正な審査ができなくなる怖れがある。

委員： 面接審査については、やはり非公開ということではいけないか。

(審議結果)

上記のように質疑応答を行った結果、面接審査について非公開とすることを決定した。

4 その他決定事項

(1) 今後のスケジュールの決定

第3回選定委員会 平成17年6月23日(木)

(ほどがや、西谷、初音が丘 3地区センターの応募団体の審査)

第4回選定委員会 平成17年6月24日(金)

(今井地区センター、桜ヶ丘コミュニティハウス、瀬戸ヶ谷スポーツ会館の応募団体の審査)

(2) 第3回までに確認する事項

ア 経済局の財務分析結果は評点表に反映すべきだと考えるが、そのような方法はとれないか。

イ 桜ヶ丘コミュニティハウスおよび瀬戸ヶ谷スポーツ会館については1団体のみ応募しかないが、この2施設の指定管理者は、この団体で決定ということか。